

| | |
|------|--|
| タイトル | 定期巡回サービスにおける情報共有システムの導入事業に係る損害賠償請求事件の訴えの提起について |
|------|--|

| | |
|-------------|---|
| 追加議案 提出日 | 令和2年12月15日 議案第106号：訴えの提起について（別紙のとおり） |
| 議決結果 | 継続審議 理由：時間をかけて審議したが、まだ結論を出すには至らないため。 |
| 当事者 | 原告：和光市 被告：東内京一（元職員・令和元年8月14日付け懲戒免職） |
| 事件の内容 | <p>平成26年当時、保健福祉部長であった東内元職員は、平成26年夏頃、部下である職員に対し、定期巡回サービスにおける情報共有システムの導入事業（以下「本件事業」という。）に係る業務委託料が未払いである旨の虚偽の説明をし、平成26年和光市議会12月定例会に提出する補正予算案（以下「本件補正予算案」という。）で計上し、本件事業受託会社に業務委託料15,660,000円を支払うよう指示した。</p> <p>東内元職員から指示を受けた職員は、本件補正予算案に本件事業に係る業務委託料15,660,000円を計上した上、和光市議会に上程し、12月12日、本件補正予算案の審議に際して、本件事業が平成26年度に新たに取り組む事業である旨の虚偽の説明を行った。その結果、和光市議会は、12月22日、本件事業に係る業務委託料15,660,000円を含む本件補正予算案を原案可決し、職員は、同日、東内元職員の指示に従い、本件事業が平成26年度に新たに取り組む事業である旨の虚偽の内容を記載し、本件事業に関する業務委託契約を本件事業受託会社と締結し、12月26日、本件事業に係る業務委託料として15,660,000円を支払った。</p> |

| | |
|-----------------|--|
| | <p>しかし、本件事業の納入物とされていたCD-Rは存在せず、また、定期巡回サービスにおける情報共有システムも導入されておらず、本件事業は実際には行われていなかった。</p> <p>東内元職員の虚偽の説明及び不正な指示という不法行為により、和光市に生じた損害となるため、損害賠償を求める訴えを提起するものである。</p> |
| 請求の趣旨 | <p>本件事業に係る業務委託料15,660,000円に弁護士費用相当額1,566,000円を加えた損害賠償金17,226,000円及び訴訟費用の負担を求めるものです。</p> |
| 問い合わせ先 担 当 課 | <p>課 名 長寿あんしん課 氏 名 課長 田中 克則 電 話 048-464-1111 (内線2145)</p> |

議案第106号

訴えの提起について

次のとおり損害賠償請求事件に関し訴えを提起することについて議決を求める。

- 1 相手方 住所 埼玉県新座市■■■■■■■■■■
■■■■■■■■■■
氏名 東内 京一

- 2 事件名 損害賠償請求事件

- 3 事件の内容及び請求の趣旨

平成26年当時、保健福祉部長であった東内元職員は、平成26年夏頃、部下である職員に対し、定期巡回サービスにおける情報共有システムの導入事業（以下「本件事業」という。）に係る業務委託料が未払いである旨の虚偽の説明をし、平成26年和光市議会12月定例会に提出する補正予算案（以下「本件補正予算案」という。）で計上し、本件事業受託会社に業務委託料15,660,000円を支払うよう指示した。

東内元職員から指示を受けた職員は、本件補正予算案に本件事業に係る業務委託料15,660,000円を計上した上、和光市議会に上程し、12月12日、本件補正予算案の審議に際して、本件事業が平成26年度に新たにに取り組む事業である旨の虚偽の説明を行った。その結果、和光市議会は、12月22日、本件事業に係る業務委託料15,660,000円を含む本件補正予算案を原案可決し、職員は、同日、東内元職員の指示に従い、本件事業が平成26年度に新たにに取り組む事業である旨の虚偽の内容を記載し、本件事業に関する業務委託契約を本件事業受託会社と締結し、12月26日、本件事業に係る業務委託料として15,660,000円を支払った。

しかし、本件事業の納入物とされていたCD-Rは存在せず、また、定期巡回サービスにおける情報共有システムも導入されておらず、本件事業は実際には行われていなかった。

以上より、東内元職員の虚偽の説明及び不正な指示という不法行為により、和光市に生じた損害となるため、本件事業に係る業務委託料15,660,000円に弁護士費用相当額1,566,000円を加えた損害賠償金17,226,000円及び訴訟費用の負担を求めるものです。

- 4 事件に関する取扱い

- (1) 弁護士を代理人に選任し、訴訟を遂行する。
- (2) 訴訟において損害賠償請求が容認されないときは、上訴するものとする。

(3) 訴訟遂行上の過程において必要がある場合は、相当と認める条件で和解することができる。

令和2年12月15日提出

和光市長 松本 武洋

提 案 理 由

損害賠償請求事件に関し訴えを提起したいので、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、この案を提出するものである。